

○児童手当支給事務取扱要綱

平成元年4月1日

(総則)

第1条 児童手当法(昭和46年法律第73号。以下「法」という。)第4条第1項の規定による児童手当の支給に係る事務の取扱い(法第17条第1項の規定による公務員に係るものを除く。)については、別に定めのあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(児童手当の支給に関する通知書)

第2条 児童手当法施行規則(昭和46年厚生省令第33号。以下「規則」という。)第10条の規定による児童手当の支給に関する通知は、児童手当認定(改定・却下・消滅)通知書(第1号様式)による。

(受給者台帳)

第3条 市長は、児童手当の支給に関し、次に掲げる事項を整理するため、児童手当受給者台帳を備えるものとする。

- (1) 受給者の住所、氏名、生年月日、年金の種別及び扶養等の状況
- (2) 児童の氏名、生年月日、受給者との続柄及び監護の状況等
- (3) 児童手当の額、振込先及び支給経過

(支払い)

第4条 児童手当の支払いは、受給者が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

ただし、これにより難い場合はこの限りではない。

- 2 児童手当の支払日は、法第8条第4項本文に規定する支払期月の15日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「日曜日等」という。)に当たるときは、その日前で最も近い日曜日等でない日とする。

(学校給食費等の徴収の申出等)

第5条 規則第12条の10第1項に規定する市長が定める日は、児童手当の支払日の属する月の前月の10日とする。この場合において、同項の申出書(規則第12条の10第2項に掲げる費用に係るものに限る。)は、校長又は教育委員会を経由して市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、規則第12条の10第1項の申出書の提出を受け、当該申出書に基づき児童手当の額から同条第2項及び第3項に掲げる費用を徴収することとしたときは、児童手当に係る学校給食費等の支払に係る通知書(第2号様式)により当該受給者に通知するものとする。

- 3 前項の規定により通知を受けた受給者は、当該申出に係る費用の対象を変更し、又は申出を撤回しようとするときは、児童手当の支払日の属する月の前月の10日までに児童手当に係る学校給食費等の支払に関する変更(撤回)申出書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。この場合において、当該費用が規則第12条の10第2項に掲げる費用のときは、校長又は教育委員会を経由して市長に提出するものとする。
- 4 市長は、前項の申出書の提出を受け、児童手当から徴収する対象を変更し、又は徴収を停止するときは、児童手当に係る学校給食費等の支払に関する変更(中止)通知書(第4号様式)により、受給者に通知するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成元年4月1日から施行する。
- (旧要綱の廃止)
- 2 児童手当事務取扱要綱(昭和55年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成4年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年6月18日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

第 1 号様式（第2条関係）

	第	号
年	月	日
様		
	横須賀市長	印
児童手当（改定・却下・消滅）通知書		
(処分の内容を記載すること。)		

(刷色青)

第 2 号様式（第 5 条第 2 項関係）

		第 号	
		年 月 日	
住所 氏名			
横須賀市長		印	
児童手当に係る学校給食費等の支払いに係る通知書			
児童手当法第 21 条第 項の規定に基づく申出のあった費用について、下記の通り児童手当から支払うことといたしますので通知します。			
記			
支払の内容			
児童の氏名	児童手当から 支払う費用	徴収期間	備 考

第 3 号様式（第 5 条第 3 項関係）

児童手当に係る学校給食費等の支払に関する変更（撤回）申出書

年 月 日 （あて先）横須賀市長 住所 申出者 氏名 児童手当法第21条第 項の規定に基づいて申出た学校給食費等の支払について、次のとおり変更（撤回）を申し出ます。		
申出の内容	変更 ・ 撤回	
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後

第 4 号様式（第 5 条第 4 項関係）

		第	号
		年	日
住所 氏名			
		横須賀市長	印
児童手当に係る学校給食費等の支払いに関する変更（中止）通知書			
年 月 日付の申出に基づき、下記のとおり児童手当に係る学校給食費等			
の徴収	の内容を変更 を停止	することとしましたので通知します。	
記			
変更後の内容			
児童の氏名	児童手当から 支払う費用	徴収期間	備 考